

パブリックコメント手続き及びスケジュール案について

1 パブリックコメント手続きについて

千葉市市民自治によるまちづくり条例第13条1項に該当するため、千葉市文化振興計画案について、パブリックコメント手続きを実施する必要があります。

案件	第3次千葉市文化振興計画（案）
意見募集期間	令和6年2月13日（火）～令和6年3月12日（火）
案の公表場所	ホームページ、文化振興課、行政資料室、区役所総務課、市図書館
市の考えの公表時期	令和6年3月を予定

（参考）千葉市市民自治によるまちづくり条例（抜粋）

（パブリックコメント手続の対象）

第13条 市長等は、次に掲げる施策（市長等の内部にのみ適用されるものを除きます。以下「対象施策」といいます。）についてパブリックコメント手続を実施しなければなりません。

（1）市政や各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画や指針の策定又は変更

2 スケジュール（案）について

時期	
1月31日	第3回千葉市文化芸術振興会議 ・第3回千葉市文化芸術振興計画素案 ・パブリックコメント手続きについて
2月13日～3月12日	パブリックコメント手続の実施
3月21日（午前中）	第4回千葉市文化芸術振興会議 ・パブリックコメント手続報告 ・第3次千葉市文化芸術振興計画 確定
3月末	市の考えの公表
3月末	第3次千葉市文化芸術振興計画策定